

福島市消防本部・福島消防署整備基本計画諸元

令和4年12月

福島市消防本部

I 基本計画の位置づけ

1 計画の目的

この基本計画諸元は、消防本部内で作成した「福島市消防本部・福島消防署庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という。）をもとに、基本的な方針や新消防庁舎に必要な機能や設備等について具体的に定めることを目的としています。

2 計画の位置付け

この基本計画諸元は、基本構想で示された基本方針や新消防庁舎に必要な機能及び諸室をまとめたものであり、「第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」等の上位計画との整合性を図りながら、今後の設計業務の指針となるものです。

II 現庁舎の現状と課題

1 現状

現庁舎については、庁舎建築年数の経過と社会環境の変化により現状をとりまく課題が多くあり、また、組織の拡充により、執務室、仮眠室、消防車庫など狭隘化が著しく、さらに、現敷地が狭隘であることから、災害出動時の緊急車両と来客者車両との動線交差や訓練スペースの不足などの問題があります。

また、現庁舎は昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた建築物で、平成29年度に耐震診断調査を実施したところ「倒壊、又は崩壊する危険性が高い」と診断されました。

2 施設の老朽化

耐震診断調査では、庁舎の梁、壁、柱に軽微な亀裂が発生しており、特に、柱、壁は雨水、漏水による鉄筋さびの溶け出しが若干発生しているとの結果であります。

空調設備関係は、経年劣化のため故障が頻発しており、交換部品の欠品が発生していることから、今後は部分的な修繕も困難になることが考えられます。

また、建物の外壁の仕上げ材の著しい剥落が見られます。

3 バリアフリー、ユニバーサルデザインの整備不足

現庁舎は、建築年次が古いこともあり、多機能トイレやエレベーターの設置が不十分で、高齢者や障がい者等、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインになっていません。このため、建物本体設備や案内サイン等、市民の誰もが安心して利用できる庁舎が求められており、ひとにやさしい庁舎としての整備が必要となっています。

4 感染症等の対策

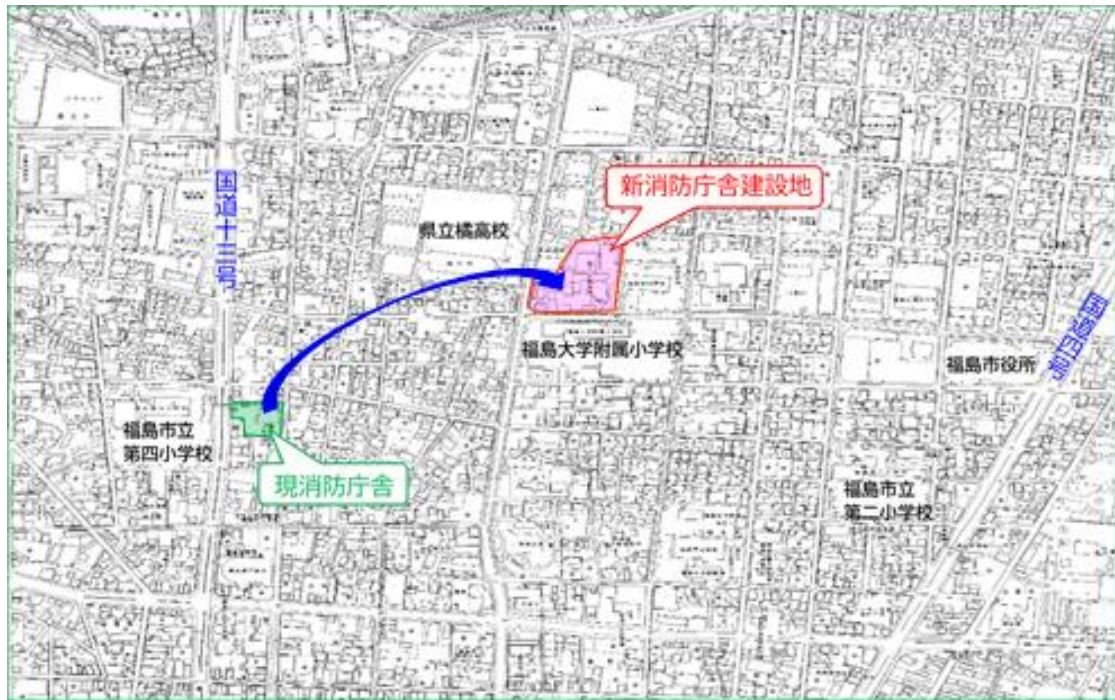
救急活動や救助活動において血液汚染や感染症などの曝露危険が常にあります。しかし、現施設には専用の洗浄施設がありません。

また、消防署の勤務体系は24時間の交代制勤務であり、感染症などの蔓延を防ぐ対策が必要ですが、仮眠室の個室化や、浴室の設備面において不十分な状況にあります。

Ⅲ 消防本部・福島消防署の移転に係る検討

1 市民会館への移転

国道や高速道路への交通の利便性が高いこと、県北・相馬及び県外隣接地域を含めた広域連携体制の強化など消防力が効果的に発揮できる場所として適当であると判断しました。



2 市民会館の概要

(1) 概要

項目	内容
所在地	福島市霞町1番52号
敷地面積	8,453.79㎡
区域区分	市街化区域
用途地域	商業地域
建ぺい率	80%
容積率	400%
防火・準防火地域	準防火地域
日影規制	高さが10mを超える建築物で、冬至日において、住居系地域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域の規定を適用する。
交通アクセス	福島駅から約1.6km(直線距離で約1.1km)
立地適正化計画区域	都市機能区域
主な地目	宅地

(2) 管理備品

市民会館敷地内には偕楽亭(茶室)のほか、福島商業高校碑、報徳碑、歌碑(若山牧水)や寄贈樹木があります。また、偕楽亭庭園内には庭石(約300個)があります。

福島商業高校記念碑は敷地内に配置するとともに、庭石については敷地内での再利用も含め検討を行います。

IV 基本方針

1 計画の方針

計画地は北、南、西側で接道していますが、緊急車両の出入口は南側をメインとしつつ、北方面への出勤を補完するために西側にも出入口を設けます。北側については、非常時の利用とします。建物配置に際しては、緊急車両の転回スペースを確保するとともに、来庁者等との動線を区分するなど、出勤に支障のないようにします。

庁舎は緊急出勤がスムーズにできる動線計画とするとともに、24時間勤務体制を踏まえた環境整備、消防力を高めるための訓練機能、市民の防災拠点としての活用などに配慮した計画とします。

なお、計画地は商業地域に位置しますが、周辺には小学校や高等学校が立地するほか、低層住宅が立ち並び閑静な住宅地でもあります。新庁舎は周辺と比較して高層の建物となることが想定されますが、日影や出勤時のサイレン音及び訓練時の音が近隣へ及ぼす影響に配慮する必要があります。

2 設計に求める基本方針

(1) 消防力を最大限発揮できる庁舎の設計方針

- ① 24時間勤務体制である消防庁舎の特性を踏まえた機能的かつ快適な空間整備（執務空間と非執務空間のあり方等）や、消防業務の効率的な運営（出勤動線等）に配慮した庁舎とします。
- ② 火災、救急、救助や自然災害などに対応できる実践的な消防訓練（8頁参照）が可能な訓練活動拠点で、周辺環境や天候等に関する対策を踏まえた屋内訓練施設とします。
- ③ 大規模災害発生時にも消防機能を損なうことなく迅速な災害対応を行える庁舎とします。

(2) 経済性に優れ、人と環境にやさしい庁舎

- ① 事業費の縮減と、ライフサイクルコストを軽減するために、必要な機能を兼用し諸室の稼働率を上げるなど、コンパクトな施設とします。
- ② スマート・エネルギーの考え方を基本とした「省エネ+創エネ」を導入し、エネルギー消費量を削減する「Nearl y Z E B」以上の実現を見据えた庁舎とします。

(3) 将来の変動に対応できる庁舎

女性職員の増加や多様性の尊重など、将来の勤務体制や組織改革等に柔軟に対応できる庁舎とします。

(4) 市民へ防火・防災に関する啓発活動として体験型の防災学習、訓練ができる庁舎

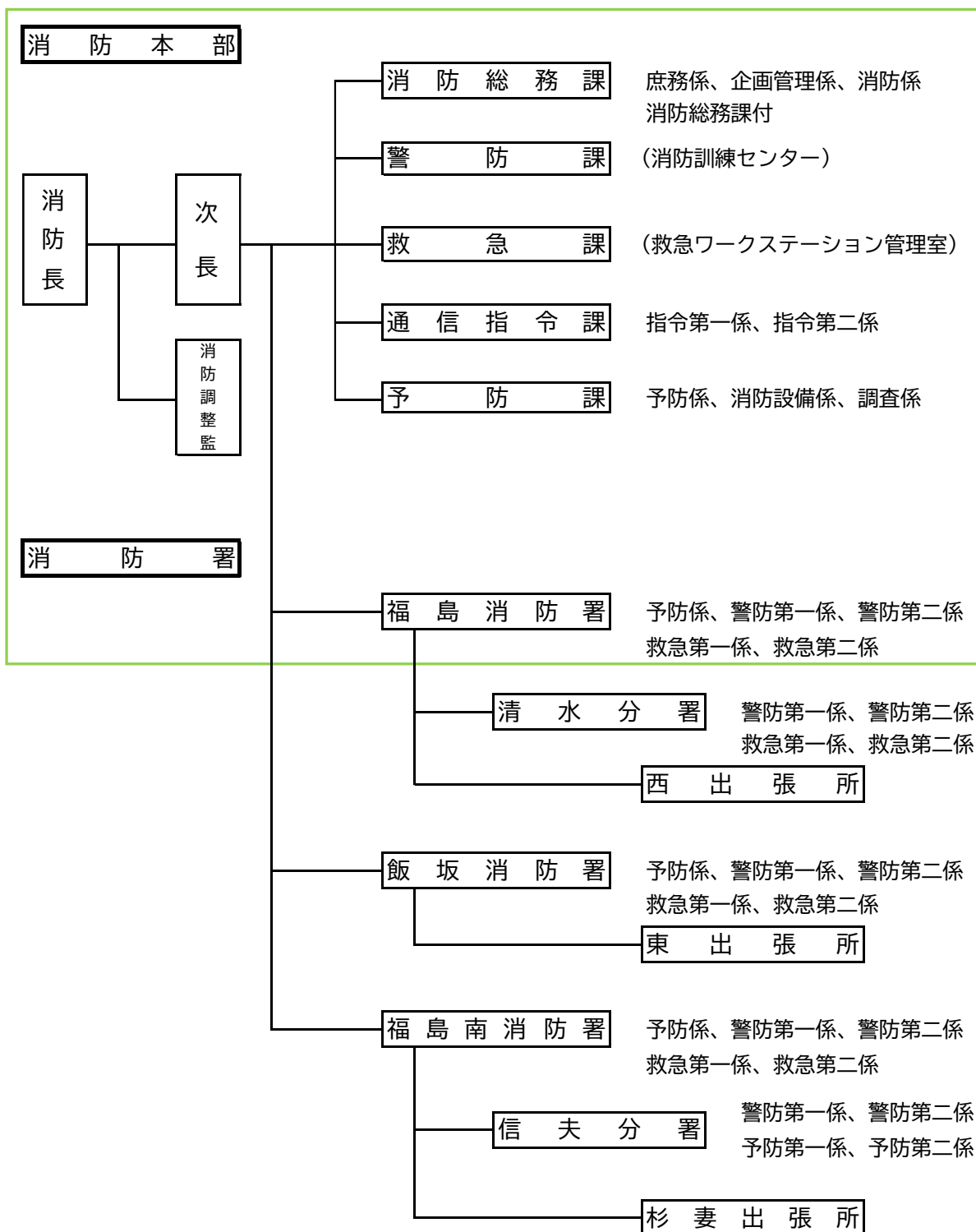
- ① 市民や防火管理者等を対象とした研修会や各種講習会を柔軟かつ効率的に行うことができる施設とします。
- ② 防災知識の向上を目的とした体験型訓練施設とします。

3 整備に係る条件

(1) 組織体系

新消防庁舎には、太字（緑色）で囲んだ組織「消防本部5課（消防訓練センター、救急ワークステーション管理室を除く）」、「福島消防署（分署・出張所を除く）」を配置する予定をしております。

また、指令業務の共同運用を見据えた組織改編が見込まれます。



(2) 配置人員

新消防庁舎に勤務する職員は、「消防本部職員」と「福島消防署職員」に加え、指令業務の共同運用を見据えた人員を想定しています。(配置人員数6、7ページ記載)

(3) 配置車両

緊急車両用の車庫は、現場への速やかな出勤・車両整備を最優先とするために、職員の出勤動線を考慮すると、消防庁舎棟の庁舎内に設けることが効率的であると考えられます。

車両は、下記「配置計画」に記載した場所への配置とします。

No.	所属	車両名称	車両種別			寸法(cm)			配置計画
						w	L	H	
1	消防本部	本部指揮1	緊	普	指揮車	188	538	247	庁舎車庫
2	消防本部	本部1	緊	普	指揮車	185	491	200	庁舎車庫
3	消防本部	本部2		軽	連絡車	147	339	189	屋外
4	消防本部	本部3		軽	連絡車	169	428	186	屋外
5	消防本部	本部4		普	連絡車	169	437	147	屋外
6	消防本部	本部5	緊	普	査察車	169	468	211	庁舎車庫
7	消防本部	本部6		軽	連絡車	139	329	147	屋外
8	消防本部	本部7		軽	連絡車	147	339	187	屋外
9	消防本部	本部8	緊	軽	広報車	147	339	193	庁舎車庫
10	消防本部	本部9		普	連絡車	173	468	147	屋外
11	消防本部	本部10		軽	連絡車	147	339	189	屋外
12	消防本部	本部11		普	防火広報車	169	469	198	屋外
13	消防本部	本部13		軽	連絡車	147	339	176	屋外
14	消防本部	支援Ⅱ	緊	大	支援車	203	635	296	訓練施設
15	消防本部	本部救急1	緊	普	高規格救急自動車	189	562	253	訓練施設
16	福島消防署	福島指揮1	緊	普	指揮車	169	499	216	庁舎車庫
17	福島消防署	福島連絡1	緊	普	連絡車	169	437	167	庁舎車庫
18	福島消防署	福島救急1	緊	普	高規格救急自動車	189	565	249	庁舎車庫
19	福島消防署	福島救急2	緊	普	高規格救急自動車	189	565	253	庁舎車庫
20	福島消防署	福島タンク1	緊	中	水槽付ポンプ車 (水Ⅱ型)	226	689	280	庁舎車庫
21	福島消防署	福島タンク2	緊	中	水槽付ポンプ車 (水Ⅱ型)	226	669	265	訓練施設
22	福島消防署	福島水槽1	緊	大	大型水槽車	249	862	305	庁舎車庫
23	福島消防署	福島化学1	緊	中	化学車	227	702	274	庁舎車庫
24	福島消防署	福島救助1	緊	大	救助工作車Ⅲ型	234	832	319	庁舎車庫
25	福島消防署	福島梯子1	緊	大	30m級はしご車	249	1,065	357	庁舎車庫
26	福島消防署	福島作業1	緊	中	資機材搬送車	226	644	319	訓練施設

※車両種別 緊：緊急車両、軽：小型自動車、普：普通自動車、中：中型自動車
大：大型自動車

(4) 敷地内に整備する建物等

①消防庁舎及び訓練機能 5, 600㎡程度

- ・構造形式：免震構造（本部・署の機能を有する建物）
- ・耐震安全性の分類：I類（構造体）・A類（建設非構造部材）・甲類（建築設備）
- ・太陽光発電設備、自家発電設備（72時間稼働）、降雪対策

②付属施設

- ・放水盤・ホース乾燥装置、EV用急速充電器、飲料水兼耐震貯水槽(60㎡)等

(5) 新消防庁舎に関する諸室・機能

①消防本部に必要な機能の概要(基本的な整備方針)

必要な機能	機能の概要	機能の規模
1事務室 ◇消防長室	◇4課事務室、消防長室 職員 40 名程度	380 ㎡程度
2附属室	◇トイレ、更衣室、会議室、書庫等	250 ㎡程度
3救急備品保管庫	◇購入頻度の高い救急用消耗品の保管庫	50㎡程度
4火災鑑識室	◇火災鑑識室	30 ㎡程度
5来庁者休憩室	◇来庁者の体調不良や妊婦等のマタニティルームとして使用	適宜

②高機能消防指令センターに必要な機能の概要(基本的な整備方針)

必要な機能	機能の概要	機能の規模
1事務室	◇通信指令員 24 名程度(他消防本部との共同運用)日勤3名、隔日勤務者21名 ※隔日勤務者必要面積は1/3で算出	85㎡程度
2通信指令室	◇「消防防災施設整備費補助金要綱」に基づく高機能消防指令センターⅢ型 ◇指揮台1台、無線統制台1台、指令台5台、データメンテナンス装置、プリンター、順次指令装置、音声合成装置、システム監視装置、NET119 システム、防災情報連携装置、無線設備等の多数のシステム構成機器類を収納する標準的な面積。	150 ㎡程度
3作戦室	◇大規模災害時の情報収集室兼指令システム更新時の指令室予備室	150 ㎡程度
4機械室	◇指令システムサーバー室	30 ㎡程度

必要な機能	機能の概要	機能の規模
5小会議室	◇来庁者対応室兼指令システム更新時のサーバ室	30 m ² 程度
6倉庫	◇モニター等の大型資器材、印刷プリンター、保管トナー、無線機等の通信指令システム予備品の保管庫及び通信指令課倉庫	30 m ² 程度
7男性・女性用仮眠室	◇個室仮眠室	80m ² 程度
8附属室	◇トイレ、書庫、洗面・シャワー室等	100m ² 程度

③福島消防署に必要な機能の概要(基本的な整備方針)

必要な機能	機能の概要	機能の規模
1事務室	◇署員 80 名程度 (日勤者4名、隔日勤務者76名程度) ※隔日勤務者必要面積は1/2で算出	260m ² 程度
2多目的会議室	◇各種講習会、消防団会議及び大規模災害時の広域応援隊受入れ室	200 m ² 程度
3附属室	◇書庫、更衣室、リネン室、トイレ、会議室、警防備品庫等	350 m ² 程度
4倉庫	◇各種物品倉庫	30m ² 程度
5出動準備室	◇防火衣回転式ロッカーを配置	110m ² 程度
6車庫	◇水槽付ポンプ車1台、救助工作車1台、はしご車1台、水槽車1台、化学車1台、救急車2台、本部指揮車1台、本部車両1台、福島指揮車1台、査察車・広報車・連絡車各1台、合計 13台を収納	500 m ² 程度
7防災展示コーナー	◇エントランス付近に配置 (各種防災関連グッズの展示や掲示による情報発信)	適宜
8救急資機材庫、消毒室兼乾燥室	◇救急資機材、備品庫及び資機材の消毒・乾燥室を隣接して設置	45m ² 程度
9食堂・休憩室	◇食堂、休憩室のほか台所も設置	90m ² 程度
10 男性・女性用仮眠室	◇個室仮眠室	320 m ² 程度

必要な機能	機能の概要	機能の規模
11浴室・洗面所	◇男女を想定	55㎡程度
12ボンベ充填室 ・保管室	◇ボンベ充填、ボンベの保管室	20㎡程度
13洗濯室兼乾燥 室	◇出勤や訓練後の活動服及び防火服の洗濯兼 乾燥室	20㎡程度

④訓練施設に必要な機能の概要(基本的な整備方針)

必要な機能	機能の概要	機能の規模
1訓練場兼防災体 験室	◇消防職員の訓練のほか、防災体験室として使用 ・訓練に必要なスペース (長さ:30m、幅:18m、高さ:13m程度) ・訓練時は車両を屋外に移動して実施する ・主な訓練内容 消火隊・救助隊・救急隊が連携した訓練、はし ご架梯訓練、高度救助隊が実施する低所訓 練・渡過訓練など ・市民の防災体験機能	800㎡程度
2車庫	◇水槽付ポンプ車1台、支援車1台、作業車1台、 本部救急1、合計4台を収納	
3資機材庫 4倉庫	◇ボンベ充填室、各種資機材庫(◇NBC資器材、 水難救助資機材等を収納)、感染防止資器材庫 兼除染室、車両タイヤ格納スペース ◇消防総務課:(消防職員被服、団被服、出初式備 品等) 予防課:(女性防火クラブ備品等)	180㎡程度

(6) その他施設等

① 来庁舎用駐車場・駐輪場

来庁者駐車場及び駐輪場は、施設利用者の利便性を考え敷地及び建物形状から施設運営上支障のない約30台数とし、緊急車両の交通動線と分離する計画とします。

- ・車椅子対応駐車場は福島県人にやさしいまちづくり条例に基づき設けます。
- ・来庁舎用駐車場及び駐輪場は、庁舎玄関に近い場所に設けます。

② 公用車駐車場

公用車駐車場は庁舎に近い位置とし、緊急車両の交通動線と分離するよう計画します。

4 配置計画方針

- ① 緊急車両の出入口は南側及び西側道路にそれぞれ設けます。(西側は出勤車が北側建物の近くを通らないよう配慮します)
- ② 北側道路へも予備として緊急車両用の出入口を設けます。
- ③ 車庫前には車両転回スペースを設けます。(奥行18m以上)
- ④ 計画建物を南東側へ寄せるなど、既存の市民会館と大きく異なる高さ、日影等の影響が周辺に及ばない配置計画とします。
- ⑤ 出勤時や訓練時の防音に配慮した計画とします。
- ⑥ 車両及び歩行者が敷地内を南側から北側へ移動できるようにします。(歩道として区別して整備する必要はない。下図(※)参照)



IV 事業スケジュール（予定）

新消防庁舎の整備スケジュールについては、（仮称）市民センターの開庁後に現施設（市民会館）を解体してからの着工になります。各事業の進捗を見ながら進めなければなりません。指令システムの次期更新時期である令和10年3月末までには完成する必要があります。

項目 \ 年	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
（仮称）市民センター工事	→			開館 （予定）			
市民会館解体				→			
基本設計		→					
実施設計			→				
建築本体工事					→		開庁 （予定）